

第22回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

次 第

日 時 令和2年5月27日（水）16：30～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」のまん延防止策等について
- 【資料3】福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和2年5月27日改定）
- 【資料4】県有施設の利用再開について
- 【資料5】県立学校におけるオンライン学習及び分散登校等について

第22回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

	所属名	職 名	氏 名	備 考
1		知 事	内堀 雅雄	
2		副 知 事	鈴木 正晃	
3		副 知 事	井出 孝利	
4	総務部	部 長	佐藤 宏隆	
5	危機管理部	部 長	大島 幸一	
6	企画調整部	部 長	橘 清司	
7	避難地域復興局	局 長	安齋 浩記	
8	文化スポーツ局	局 長	野地 誠	
9	生活環境部	部 長	渡辺 仁	
10	保健福祉部	部 長	戸田 光昭	
11	こども未来局	局 長	佐々木 秀三	
12	商工労働部	部 長	宮村 安治	
13	観光交流局	局 長	國分 守	
14	農林水産部	部 長	松崎 浩司	
15	土木部	部 長	猪股 慶藏	
16	出納局	局 長	阿部 雅人	
17	原子力損害対策担当	理 事	高荒由幾	
18	企業局	局 長	安達和久	
19	病院局	局 長	伊藤 直樹	
20	教育委員会	教 育 長	鈴木 淳一	
21	警察本部	本 部 長	林 学	
○	福島県感染症対策 アドバイザー	県立医科大学教授	金光 敬二	

【事務局】

	所属名	職 名	氏 名	備 考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦 爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島 博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野 浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼) 医療対策班長	金成 由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷 光彦	

第22回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓		鈴木副知事 (副本部長)	知事 (本部長)	井出副知事 (副本部長)			
出 納 局 長	○	○	○	○	○	アドバイザー (福島県立 医科大学)	土 木 部 長
病 院 局 長	○	○	○	○	○	教 育 長	企 業 局 長
文化ス ポーツ 局	○	○	○	○	○	危機管理部長	避 復 難 興 地 域 局 長
観 光 交 流 局 長	○	○	○	○	○	生 活 環 境 部 長	こども未来局長
農 林 水 産 部 長	○	○	○	○	○	商 工 労 勤 部 長	原 子 力 損 害 対策担当理事

報道機関スペース

入 口

9面マルチディスプレイ

入 口

システム機器類
(TV会議装置等)

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和2年5月27日12時現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	81人
(性別)	
男性	52人
女性	29人
(年代別)	
10歳未満	2人
10代	4人
20代	9人
30代	12人
40代	9人
50代	24人
60代	12人
70代	6人
80代	2人
90代	1人

○入退院の状況

入院者数	7人
宿泊療養施設入所者数	1人
退院・退所者数	73人

【病床等の確保状況】

確保病床数	229床
(病床利用率)	3.1%)
宿泊療養確保室数	300室

【検査の状況】

1/26～5/26累計	4,027件
※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く	

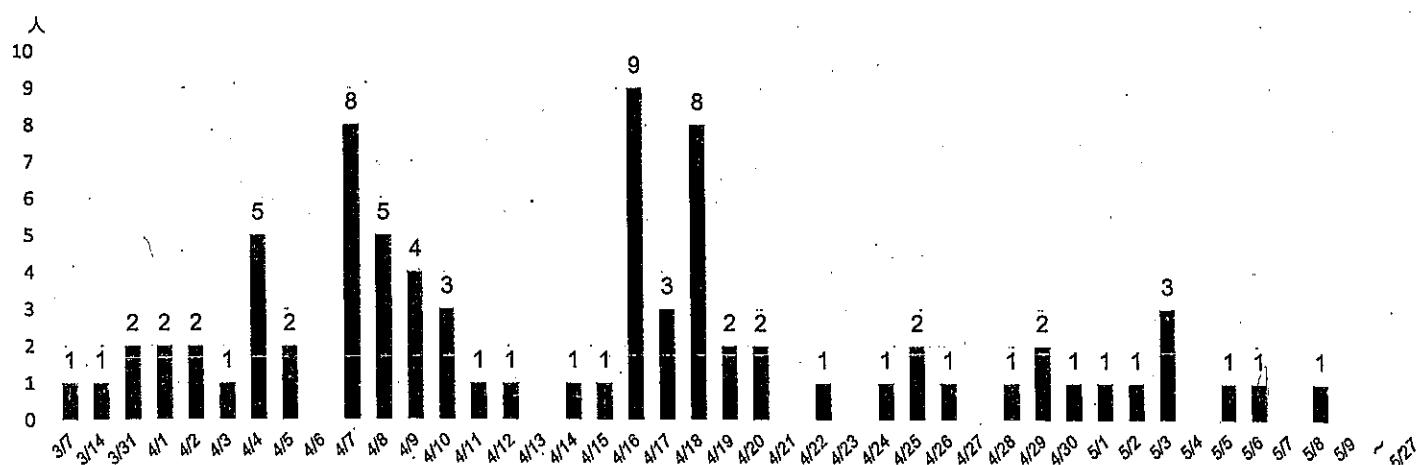
(参考)

国内の陽性者数 16,296人

※令和2年5月26日0時時点（厚生労働省情報）

※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く

【陽性者数の推移】



【相談対応の状況】(5月26日現在)

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

(参考) 保健所の対応件数

1/29～2/29	568
3/1～3/31	814
4/1～4/30	5,057
5/1～5/2	288
5/3～5/9	794
5/10～5/16	364
5/17～5/23	227
5/24～5/26	96
計	8,208

(単位：件)

1/29～2/29	1,749
3/1～3/31	2,953
4/1～4/30	11,959
5/1～5/2	375
5/3～5/9	962
5/10～5/16	808
5/17～5/23	458
5/24～5/26	139
計	19,403

(単位：件)

○帰国者・接触者相談センター (県内9か所) 相談件数

1/29～2/29	343
3/1～3/31	1,712
4/1～4/30	10,987
5/1～5/2	436
5/3～5/9	1,625
5/10～5/16	2,254
5/17～5/23	1,355
5/24～5/26	576
計	19,288

(単位：件)

○緊急事態措置コールセンター 相談件数

4/20～4/26	1,356
4/27～5/3	1,534
5/4～5/10	1,311
5/11～5/17	1,740
5/18～5/22	517
計	6,458

(単位：件)

※5/22で業務終了

【特記事項】

○ 相談受付体制

5月25日から、新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）等の回線数を増設。

- ・ 相談専用ダイヤル（コールセンター）
 - 10回線（従来5回線） ※土日祝は7回線（従来5回線）
- ・ 帰国者・接触者相談センター
 - 10回線（従来5回線） ※21:00～8:30は4回線（従来3回線）

○ 検査体制

(株)昭和メディカルサイエンスと委託契約を締結し、5月26日から1日50検体（概ね50人分）の検査体制を確立。

県内の検査体制は、1日最大450検体（概ね450人分）となった。

政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年5月25日変更)」のまん延防止策等について

1 緊急事態宣言について

5月25日の政府対策本部会議が開催され、5都道県（北海道、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）に発令していた緊急事態宣言が解除されたことにより、全都道府県の緊急事態宣言が解除された。

- 5月15日 39県の緊急事態宣言の解除
- 5月22日 3府県（京都府、大阪府、兵庫県）の緊急事態宣言の解除

2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ② 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ④ 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

3 まん延防止策について

<緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等>

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。
その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について

評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

(外出の自粛等)

- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民や事業者に周知を行うこと。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。

また、観光振興の観点から人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし(①段階からが想定される)、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること(②の段階からが想定される)。

- ・これまでにクラスターが発生しているような施設(接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等)への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種(カラオケ、スポーツジム等)については、ガイドラインの徹底等を前提として、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

一方、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種(接待を伴う飲食業、ライブハウス等)については、①の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合には、②の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種

ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること。

その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討すること。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（②の段階が想定される）、まずは無観客での開催を求めること。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

(施設の使用制限等)

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力

を依頼すること。

その際、前述した「外出の自粛等」に関する「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱いと同様に対応するよう検討すること。

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。

③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、国の対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。

④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

*令和2年5月25日付けの事務連絡を参考に追記

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和2年5月27日改定)

福島県

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の概要

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年6月1日(月)から令和2年7月31日(金)
(県内の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえながら
3週間ごとに段階的に緩和)

- ① 令和2年6月 1日(月)から令和2年6月18日(木)
- ② 令和2年6月19日(金)から令和2年7月 9日(木)
- ③ 令和2年7月10日(金)から令和2年7月31日(金)

3. 実施内容

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

- ア 日々の暮らしの感染対策
「3密」の回避(密集、密接、密閉) やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、
人と人との距離の確保などの徹底。
- イ 職場における感染対策
時差出勤や在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの取組を推進。

Ⅳ 移動に関する感染対策

- ・ 6月18日までの間、5月25日に緊急事態宣言が解除された北海道や埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との不要・不急の往来はできただけ控えること。
(5月31日までは不要不急の都道府県をまたいだ往来は極力控えること)
- ・ これまでにクラスターが発生している業種のうち、感染防止策が徹底され一定の安全性が確保できる業種について、6月1日から外出自粛の対象としない。
- ・ その他の業種については、感染拡大予防ガイドラインの策定や、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き外出を控えること。

(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等に基づく感染防止対策の徹底を依頼。

(3) イベント等に関する協力依頼

6月18日までの間は、引き続き適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数とすること。
6月19日以降については、イベントの規模要件を緩和。

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があつた場合、国と連携して、県民に対して外出自粛に関する必要な協力の要請等を行うとともに、施設管理者等やイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

(1) 「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避。
- ・マスクの着用。
- ・手洗いなどの手指衛生。
- ・人ととの距離離の確保（できるだけ2m、最低1m）。

イ 職場における感染対策

- ・時差出勤や自転車通勤による人との接触を低減する取組。
- ・在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進など

ウ 移動に関する感染対策

- ・6月18日までの間、5月25日に緊急事態宣言が解除された北海道や埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との不要・不急の往来はできるだけ控えること。（5月31日までは不要不急の都道府県をまたいだ往来は極力控えること）
- ・これまでにクラスターが発生している業種のうち、感染防止策が徹底され一定の安全性が確保できると考えられる業種については、6月1日から外出自粛の対象としない。

- ・その他の業種については、感染拡大予防ガイドラインの策定や、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き外出を控えること。

※ 「新しい生活様式」については、別紙「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

外出自粛の段階的緩和（県をまたぐ移動等）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

時期	県をまたぐ移動等	外出自粛	観光
～5月31日	不要不急の県をまたぐ移動は極力避ける		県外からの観光客の呼び込みは控え、 県内観光から取り組む 観光地において、人ととの間隔を確保
①6月1日～6月18日	○ 5月25日に緊急事態宣言が解除された 5つの都道県との不要・不急の往来はできるだけ控える		○
②6月19日～7月9日		○	県外からの観光客の呼び込みを実施 観光地において、人ととの間隔を確保
③7月10日～7月31日			

外出自粛の段階的緩和（クラスター発生施設等）

時期	クラスター発生施設等への外出自粛等
～5月31日	<p>接待を伴う飲食業、ライブハウス等</p> <p>カラオケ、スポーツジム等 (バーやその他屋内運動施設等も含まれる)</p> <p>業種別ガイドラインの作成</p>
①6月1日～6月18日	<p>業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討</p>
②6月19日～7月9日	<p>○</p> <p>感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討</p>
③7月10日～7月31日	<p>○</p> <p>感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討</p>

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人ととの間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊び場にいきながら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避けれる。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとときは、症状がなくともマスクを着用
- 家に帰つたらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会つかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営むまでの基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- ここまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



出典：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言案」(2020年5月4日)

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接觸は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けている
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちはよく
- 大皿は避け、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酒、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けている
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 動き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- フィスはひろびると
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく、感染防止対策の徹底を依頼。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

屋外		屋内				施設		
		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 サービス業 か対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	運動施設 (屋外)	公園	入場人数の制限・滞在時間の制限	滞在時間の制限	小人数で滞在時間の制限	乗車人数制限・時差通勤	入場人数の制限・滞在時間の制限	
密集	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限	接触スポーツの 制限	四方を空けた 席配置	レジ等で間隔を空ける (床に印をつける等)	四方を空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を空けた 席配置	四方を空けた 席配置	座席間隔 に留意 ・真正面は 避け る
密閉	—	—	—	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	—	—	テラス席 2方向換気
マスク着用		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
衛生 対策 その他	スポーツ後の飲み会等 は控える	—	—	—	—	—	—	—
		入場時手指衛生	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体温調査チェック	こまめな 手洗い	—	—	入場時 手指衛生	—
		—	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散	—	—	—	—	—

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関する」（令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を参考に作成

(3) イベント等に限りする協力依頼

6月18日までの間は、引き続き適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数とすること。
6月19日以降については、イベントの規模要件を段階的に緩和。

【イベント等の開催可否の判断】

①の段階(6月1日から6月18日まで)

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること(できるだけ2m)
- ・屋外であれば200人以下、かつ人ととの距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
- ・適切な感染防止対策(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発生等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等)を講じること
- ・出演者の発生等の発生の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者はこうした交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ・展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人ととの距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずること
- ・展示会、見本市等に限りして対応することとし、人ととの距離等はイベントに準じて対応することとし、展示会等はイベント等に限りする協力依頼を講じること

②の段階(6月19日～7月9日まで)

- ・屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・屋外にあつては人ととの距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

③の段階(7月10日～7月31日まで)

- ・屋内・屋外とともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては人ととの距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。
- (注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場合(例えばプロスゴーリイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場合(例えば展示会の主催者と来場者等)には両者を合計した数とする。

【イベントの無観客開催について】

全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等における発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等）を講じること。
イベントの選手・出演者、観客等の移動中の移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を確保すること（6月19日以後、無観客で開催することによること。）。

【祭り等の行事に係る対応】

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。
①地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事である参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後ににおける交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。
②①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討すること。

【感染拡大防止に係る重要な留意点】

①各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なる場合には十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に關しては、上記の上限人数や収容率の目安にあたつてより慎重に検討すること。
②イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用を検討すること。

イベント開催制限の段階的緩和（その1）

時期		収容率	人数上限
①6月1日～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
②6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
③7月10日～7月31日	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

イベント開催規制の段階的緩和（その2）

○イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

時期	コラボ等	お祭り・野外フェス等	
		全国的・広域的	地域の行事
①6月1日～6月18日	○ 【100人又は50% (屋外200人) *密閉空間で大声を発する もの、人との間隔を十分確 保できないもの等は慎重な 対応、管楽器にも注意】	○ 【100人又は50% *入場制限等により、人と の間隔を十分確保できない もの等は慎重な対応】 ×	○ ×
②6月19日～7月9日	○ 【1000人又は50% *密閉空間で大声を発するもの、 人との間隔を十分確保できないも の等は慎重な対応、管楽器にも注 意】	○ 【1000人又は50% *入場制限等により、人との間 隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応】	○ 【無観客】 (ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主 催者による試合中・前後にかけ る選手の行動管理
③7月10日～7月31日	○ 【5000人又は50% *密閉空間で大声を発するもの 等は、厳格なガイドラインによる 対応】	○ 【5000人又は50% *入場制限等により、人との間 隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応】	○ 【5000人又は50% *感染対策徹底、主催者による 試合中・前後にかける選手・観客 等の行動管理】

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

「移行期間における都道府県の対応について」
(令和2年5月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を参考に作成

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第24条第9項に基づく措置を含め、次により対応する。

ア 外出の自粛等

外出の自粛にして速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

イ イベント等の開催

催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ウ 施設の使用制限等

施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

県有施設の利用再開について

令和2年5月27日
危機管理部

県有施設について、利用を休止していた屋内運動施設については、

6月1日から感染防止対策を徹底した上で再開することとします。

なお、大規模なイベント等の扱いについては下記のとおりとします。

記

- 引き続き、大規模なイベント等(屋内であれば100人、屋外であれば200人を超えるもの)を目的に使用する貸ホールなどについては、新規の予約受付を当面見合わせる。
- その他、施設が行う県外から大勢の人が集まる全国的かつ大規模なイベント等の開催を自粛する。
- 上記の取扱いについては、福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策におけるイベントの規模要件の段階的緩和に合わせ、今後見直しを検討する。

令和2年5月27日
高 校 教 育 課

県立高校におけるオンライン学習及び分散登校等について

1 臨時休業期間におけるオンライン学習実施状況

(臨時休業期間 4/21～5/22)

【参考】

オンラインを活用した学習支援を実施した学校数 (実施した学校の割合)		5月22日現在	4月24日時点
		60校 (68.2%)	27校 (30.7%)
実施内容 (※)	映像を活用した同時双方向型の学習、ホームルーム	21校	
	事前に準備した動画や課題によるオンデマンド型の学習	38校	
	オンライン上の課題の配信と回収	43校	
	チャット形式のやりとりによる学習支援	13校	
	民間業者のオンライン学習教材の活用	21校	
	その他	9校	

(※) 複数回答あり

2 5月25日～5月29日における分散登校実施計画

分散登校を実施する学校数	68校	
生徒1人当たりの 登校日数	1学年	3.4日
	2学年	3.3日
	3学年	3.6日

- 生徒数の少ない学級や学校等では短縮授業を実施（20校）

※ 6月1日から通常の教育活動を実施

